

令和8年度

家庭ごみ収集日程表

毎日の暮らしを見直して、
ごみの減量に努めましょう

町内名

北支町・新町・館町・旭町・桜名木・塚名平

燃やせるごみ	毎週	月・木曜日
ペットボトル	毎月	第2火曜日
プラスチック	毎月	第2・第4金曜日
空きびん	毎月	第1火曜日
粗大ごみ	4~11月	第4火曜日
紙類	毎月	第3火曜日
空き缶	毎月	第1水曜日
燃えないごみ	毎月	第3水曜日

お願い

- ◎家屋（小屋）などを所有者自身が解体し搬入する際は、解体前に**横浜町役場町民課**へ申請が必要となります。
 - ◎可燃ごみ、ペットボトル、プラスチックごみは**町指定ごみ袋**、空き缶、空きびん、不燃ごみは**町指定コンテナ**に必ず入れて出して下さい。
 - ◎町指定袋は、横浜町町内のお店でご購入下さい。各市町村でごみ袋は異なりますので、ご注意ください。
- 廃棄物処理法における罰則等
- 廃棄物を「野焼き」した場合（野焼きとは、ドラム缶での焼却や家、畑の空き地などでの焼却設備を使わない廃棄物の焼却のこと）
5年以下の懲役又は1,000万円（法人は3億円）以下の罰金に処せられます。

4月							5月							6月							7月							8月							9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土							
			1	2	3	4					1	2				1	2	3	4	5	6				1	2	3	4					1								
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30					26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30			

10月							11月							12月							令和9年 1月							2月							3月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5					1	2			1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	5	6
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13	
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20	
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27	
25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	28							28	29	30	31				

家庭ごみの分け方・出し方（収集日の当日朝8時までに出して下さい。）

資源ごみ	燃やせるごみ 可燃ごみ	町指定袋 生ごみ類、紙くず類、 剪定枝、布くず類、皮革類、 ゴム製品、貝類		<ul style="list-style-type: none"> すべて町指定のごみ袋に入れて出して下さい。 生ごみは水をよく切ってから、紙おむつは汚物を取り除いてから、天ぷら油は紙などにしみこませるか、凝固剤で固めてから出して下さい。 剪定枝は太さ7cm×長さ50cm以内にしてから出して下さい。 ロープは30cm以下に切ってから出して下さい。 ダンボールは入れないこと（紙類へ出す）
	空き缶	町指定コンテナ ビール缶、ジュース缶、缶詰、 カセットボンベ、スプレー缶、 缶（円柱形）		<ul style="list-style-type: none"> 町指定のコンテナに入れて出して下さい。 カセットボンベやスプレー缶は、中身を使い切り、穴をあけてから出して下さい。 缶の中に異物を入れないで下さい。水ですすいでから出して下さい。 缶は、ビニール袋から出してコンテナに入れて出して下さい。 缶は円柱形で、直径10cm、長さ20.5cm程度のものに限る。
	空きびん	町指定コンテナ ジュースびん、日本酒びん、洋酒びん、 ドリンクびん、調味料等のびん、ワインびん ※油びん、割れたびん、薬品関係及び耐熱ガラスびんは、不燃ごみに。		<ul style="list-style-type: none"> 町指定のコンテナに入れて出して下さい。 びんはふたを取り除き、水洗いしてから出して下さい。 びんは、割らないで出して下さい。 直径3cm～12cm以内、長さ3cm～40cm以内（これ以外は不燃ごみに） 繰り返し使用できるビール瓶、酒一升瓶は集団回収などに出してリサイクルに。
	ペットボトル	町指定袋 飲料類（炭酸、果汁、お茶、水等） 酒類（日本酒、焼酎、本みりん等）		<ul style="list-style-type: none"> 町指定のごみ袋に入れて出して下さい。 ペットボトルはキャップをはずして、水ですすいで水切りをして出して下さい。 キャップはプラスチックに分別してください。 ペットボトルは潰さないで下さい。 ラベルに☑があるものはプラスチックに分別して下さい。
	プラスチック	町指定袋 袋類（菓子袋、レジ袋等）、 カップ類（弁当や食品の容器等）等の プラスチック使用製品		<ul style="list-style-type: none"> 町指定のごみ袋に入れて出して下さい。 材料がプラスチックでできているもの。 汚れの無いよう洗って下さい。 一片の長さが30cmより短くして下さい。 使用済み小型家電は含めないで下さい。
	紙類	紙くず類 新聞、チラシ、雑誌、 ダンボール、牛乳パック、 紙製の箱類、菓子箱 ※紙袋に入れしないで下さい。		<ul style="list-style-type: none"> 新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳パックは別々に紙むもで束ねて出して下さい。新聞は紙袋に入れしないで出して下さい。（リサイクルの際に新聞は新聞だけの処理工程にいき、紙袋は雑紙となりますので使用しないで下さい。） 紙コップ、紙皿、写真、感熱紙等は可燃ごみに
町で収集しないごみ	粗大系ごみ	木製家具、畳、ふとん、マットレス、ふすま、 ジュタン、木くず、ポリバケツ ※ガラス・鏡は外して不燃ごみへ。 自転車、机、イス、テーブル、カーペット、 スキー板、ストック、ギター、一斗缶、やかん、 菓子缶、金属のふた、かさ、置（掛）時計、 家電6品目以外の小型家電 ※ガラス板は不燃。		<ul style="list-style-type: none"> 石油ストーブ、一斗缶等は内容物（中身）を完全に抜き取ってから出して下さい。 収集車に積みやすいようにご協力下さい。 木くず（角材一辺15cm以下×長さ1.5m以下、丸太直径15cm以下×長さ1.5m以下） ※注 家電6品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機）については、 収集しませんので、出さないでください。（家電リサイクル料金を支払い、売業者等へお持ち下さい） ※注 パソコンはメーカーへお持ち下さい。 畳をゴミステーションへ出す際は6枚までとし、7枚以上は直接クリーン・ペア・はまなすへ搬入して下さい。
	燃えないごみ 不燃ごみ	町指定コンテナ 陶磁器類（茶碗、皿、土鍋、花瓶、七輪） ガラス類（鏡、ガラスの破片、化粧品等のびん） ペットの砂、殺虫剤のビン、金属製の小物、蛍光灯、クギ、乾電池（単1～5に限る）		<ul style="list-style-type: none"> 町指定のコンテナに入れて出して下さい。 ガラスの破片は紙等に包んで出して下さい。
	事業系のごみ	商店、飲食店、会社、事業所などの事業系ごみは、すべて自己搬入か許可業者への委託により廃棄して下さい。		分別して クリーン・ペア・はまなすへ 直接搬入 有料（30円/10kg）
	建築廃材	家屋の解体で生じる、トタン、アルミ建具、流し台、 木くず（角材一辺15cm以下×1.5m以下、丸太直 径15cm以下×長さ1.5m以下）（個人搬入に限る）		受入可能な大きさは幅80cm×長さ 200cm×高さ120cm以下に限ります。 アルミ建具のガラスは外して下さい。
家庭で死んだペット （犬猫等）の尸体処理	屍体を布に包むかビニール袋に入れてから45cm× 45cmの箱に入れて飼いが直接搬入		処理料は1,000円/1匹	
適正処理困難物 危険物	農機具、バイク、農業用ビニール、塗料缶（中身あり）、シンナー缶、廃タイヤ、ガスボンベ、 火薬類、消火器、ニカド電池、ボタン電池、バッテリー、コンクリート及びアスファルト廃材、感 染性廃棄物		家電リサイクル法により、リサイクル料 金、運搬処分手数料が必要	
特定家庭用機器	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類 乾燥機			

町収集（無料）・自己搬入（有料10kg30円）

クリーン・ペア・はまなす
北部上北広域事務組合
月曜日～金曜日 8:30～16:30
土曜日は8:30～12:00及び13:00～16:30
日曜日は休みになります。

☎0175-68-2508

**町収集（無料）
又は自己搬入（10kg30円）**

横浜町一般廃棄物
最終処分場
☎78-2721
水曜日～土曜日
8:30～16:30
（毎週日～火曜日は休み）
※12月29日～1月3日は休み
役場開庁時間に合わせて
変動する場合あり

ごみの不法投棄はやめましょう。
不法投棄は、5年以下の懲役又は
1,000万円以下の罰金に

販売店、廃棄物処理
業者等に依頼して処
分して下さい。

問い合わせ先
**横浜町役場
町民課**
☎78-2111